

(宛先) 北九州市長

施設等利用費請求書 (償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり (一時保育) 事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、北九州市内に居住していることを北九州市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを北九州市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を北九州市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を北九州市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏名	印		現住所	電話:		

2. 認定子ども (認定子どもごとに申請してください)

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所※		氏名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

※ 今回、施設等利用費を請求する施設を利用した期間を記入してください。

3. 振込先 ※

<input type="checkbox"/> 前回申請した口座と同じ。(申請者と口座名義が同じ)	⇒口座の記入、写しの添付は不要。
<input type="checkbox"/> 前回申請した口座と同じ。(申請者と口座名義が異なる。)	⇒口座の記入、写しは不要、委任状の提出は必要。
金融機関名	預金種目 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫 支店	口座番号
農協・信用組合 出張所	口座名義(カタカナ)

※ 上記口座情報が確認できる金融機関の通帳の写しを添付してください。

※ 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

4. 利用した施設等を記入 (複数記入可)

①	施設・事業名	
	契約している利用料※	<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円
②	施設・事業名	
	契約している利用料※	<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円
③	施設・事業名	
	契約している利用料※	<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円

※ 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

※ 上記に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、別紙等に記載してください。

5. 請求の内訳

利用年月日	施設に支払った 月額利用料(保育料)合計額 (a)	月額上限額 (b) 第2号認定：月額上限37,000円 第3号認定：月額上限42,000円	請求額 (aとbを比較して 小さい方)
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円

※ 施設からの領収証など上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付してください（もしくは「領収書 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書」）。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※ 請求の対象となるのは利用料（保育料）のみです。

・対象とならない費用（例）：入園料、通園送迎費、日用品・保育用品・文房具費、被服費、行事参加費、食事の提供に要する費用 等

※ 利用料の設定が月単位を超える（四半期・前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※ 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数

施設等利用費の請求方法について

- 施設等利用費を請求するためには、「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を受ける必要があります。事前に（施設を利用する概ね1か月前まで）お住いの区の区役所で認定の申請をしてください。
- 施設等利用費の対象となる施設（認可外保育施設（元気のもり・子どもの館を含む）、一時預かり（一時保育）事業、病児保育、子育て援助活動支援事業（ほっと子育てふれあい事業））を利用した場合は、利用料を施設に一度お支払いいただき、後日、北九州市から償還払いで利用者の口座に振込みます。
- 請求は決められた四半期ごと（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）にまとめて、翌月末までにこの請求書を使用して北九州市に請求してください。
請求後、審査を経て翌々月末までに北九州市から利用者の口座への振り込みます。

施設を利用した期間	請求締切り（利用者⇒市）	口座振込み（市⇒利用者）
1～3月	4月末	5月末
4～6月	7月末	8月末
7～9月	10月末	11月末
10～12月	1月末	2月末

・請求先：

子ども家庭局子ども家庭部保育課「施設等利用費請求担当宛」
〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 電話：093-582-2412

※この「施設等利用費請求書（償還払い用）」に、「3. 振込先」の口座情報が確認できる金融機関の通帳の写し及び「5. 請求の内訳」に記載した利用料の領収書等を添付して、上記の請求先までお送りください。

※提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。